

志賀原子力発電所2号機 原子炉設置変更許可申請書の補正書の提出

2021年11月24日
北陸電力株式会社

本日、原子力規制委員会からの指示文書^{※1}に基づき、2014年8月12日に原子力規制委員会に提出した「志賀原子力発電所2号機の原子炉設置変更許可申請書」について、「標準応答スペクトル^{※2}による評価結果」を追加した「補正書」を提出しましたので、お知らせいたします。

当社は、本年4月26日に、原子力規制委員会より、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に関する指示文書を受領しました。(2021年4月27日お知らせ済)

今回の補正書は上記指示文書に基づき提出したものです。補正内容は、基準地震動のうち「震源を特定せず策定する地震動^{※3}」として「標準応答スペクトルによる評価結果」を追加したもので、今後、新規基準適合性審査の中で審査が行われます。

以上

別紙：志賀原子力発電所2号機 原子炉設置変更許可申請書の補正概要

※1 原子力規制委員会の指示文書

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に関する下記の内容の指示文書を受領。(2021年4月26日付)

(志賀原子力発電所2号機に対応する指示内容を抜粋)

2. 改正後の解釈の施行時において新規基準に係る審査を受けている原子力施設
・令和4年1月20日までに、現在審査を受けている原子炉施設について、基準地震動に関し、標準応答スペクトルによる評価を行い補正申請を行うこと

※2 標準応答スペクトル

新規基準で考慮することとされている「震源を特定せず策定する地震動」の1つで、原子力規制委員会が国内で発生した89地震の観測記録を収集・分析し、全国共通に考慮すべきものとして策定した地震動

※3 震源を特定せず策定する地震動

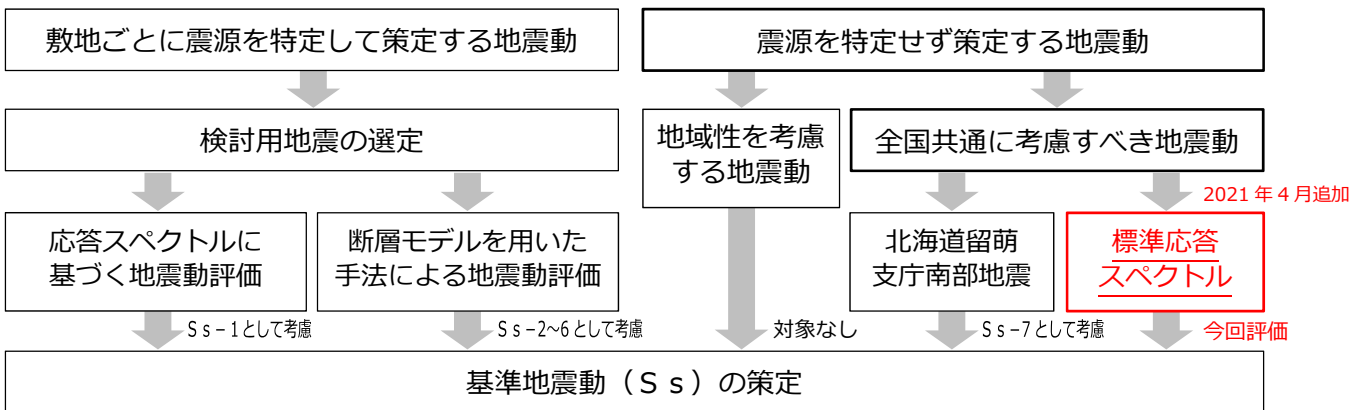
基準地震動(Ss)の策定の際に考慮することが要求されている地震動で、震源と活断層との関連付けが困難な過去に発生した地震で得られた観測記録を基に策定する地震動

志賀原子力発電所 2 号機 原子炉設置変更許可申請書の補正概要

1. 補正の経緯・概要

- 原子力発電所の耐震評価に用いる基準地震動は、敷地周辺の活断層調査結果等を基に発電所毎に策定する「震源を特定して策定する地震動」と、活断層調査を実施しても震源と活断層の関連付けが困難な過去に発生した地震で得られた観測記録を基に策定する「震源を特定せず策定する地震動」により策定しています。
- 2014 年 8 月に実施した志賀原子力発電所 2 号機の原子炉設置変更許可申請では、「震源を特定せず策定する地震動」として、発電所への影響が大きく、精度の高い地盤データが得られた北海道留萌支庁南部地震を考慮していますが、本年 4 月に、新たに原子力規制委員会から 2000 年以降に国内で発生した主な地震の観測記録を収集・統計処理し策定した「標準応答スペクトル」を考慮した地震動の評価をするよう求められました。
- 志賀原子力発電所 2 号機において、「標準応答スペクトル」を考慮した地震動を評価した結果、基準地震動 $S_s - 1$ を下回ることを確認し、今回、その結果を追加する補正書を提出しました。今後、新規基準適合性審査の中で今回の補正内容について審査が行われます。

2. 基準地震動の策定フロー



基準地震動 (S_s) : 原子力発電所の安全上重要な施設の耐震安全性の確認に用いられる地震動

3. 標準応答スペクトルを考慮した地震動の評価結果

標準応答スペクトルを考慮した地震動を評価した結果、基準地震動 $S_s - 1$ を下回ることを確認

